

出席停止期間早見表(新型コロナウイルス関連)★が変更点

本基準の適用期間は令和4年9月7日から当面の間 【R4.9.7版】

症状等	対応	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	12日目	13日目	14日目	~	X日目	X+1日目	X+2日目	X+3日目		
		例:9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12	9/13	9/14	9/15							
【感染】 児童本人の『感染』が判明した場合	出席停止措置	/	発症日の翌日 (無症状の場合は、 検体採取日の翌日)															★出席停止(有症状) ★健康観察期間は10日目まで					
			★出席停止(無症状) ←★																				
【濃厚接触】 児童本人が「濃厚接触者」に 特定された場合	出席停止措置	/	最終接触日の翌日															※期間中に感染が判明すれば【感染】へ					
			出席停止																				
【濃厚接触】 児童の同居家族等の『感染』が判明した場合	出席停止措置	/	同居家族の発症日 又は 感染対策を講じた日 のいずれか遅い方の翌日	ただし、期間中に別の家族が発症した場合 その発症日(無症状の場合、検体採取日)の翌日が 改めて1日目となります。														※同居家族等が「濃厚接触者」であるとき、 児童本人の自宅待機は不要です。					
			出席停止																				
【風邪症状】 発熱や咳等の症状が みられ自宅で休養し、 1日目に治癒した場合	出席停止措置	/	発症	治癒														※期間中に感染が判明すれば【感染】へ					
			出席停止																				
			発症		治癒																		
			出席停止																				
【風邪症状】 発熱や咳等の症状が みられ自宅で休養し、 2日目に治癒した場合	出席停止措置	/	発症		治癒													※期間中に感染が判明すれば【感染】へ					
			出席停止																				
			発症			治癒																	
			出席停止																				
【風邪症状】 発熱や咳等の症状が みられ自宅で休養し、 3日目に治癒した場合	出席停止措置	/	発症			治癒												※期間中に感染が判明すれば【感染】へ					
			出席停止																				
			発症				治癒																
			出席停止																				
【風邪症状】 発熱や咳等の症状が 4日以上続いた場合	かかりつけ医など 地域の医療機関 又は 東京都発熱相談センター へ相談	/	発症	※治癒した日の翌日まで出席停止とします。													~						
			出席停止																				
【その他】 児童本人または 同居家族等が 検査を受ける場合	出席停止措置	/	検査を受ける日															~					
			出席停止	~																			

・学校に保健所等からの指示内容等の詳細を報告してください。
・医療機関からの「登校許可書」の提出は不要です。
★無症状者：検査キットで5日目もしくは6日目に陰性が確認できた場合は、6日目もしくは7日目に登校が可能です。(但し、健康観察期間は7日目まで)

・感染者の発症日(無症状の場合は検体採取日)または感染者の発症等により感染対策を講じた日のいずれか遅い日を0日目とします。
・自費検査として、薬事承認された抗原定性検査キットで出席停止2日目及び3日目に検査を行い、いずれも陰性が確認できた場合は、3日目の陰性確認後に登校が可能です。(但し、健康観察期間は7日目まで)
・医療機関からの「登校許可書」の提出は不要です。

・症状が重くなり、保健所及び医療機関等の診察・指導を受ける場合は、その指示に従い、医師等から登校許可が出るまでは出席停止とします。

・検査結果に応じて対応してください。
・医師等からの指示に従って登校してください。

・検査結果に応じて対応してください。